

# 権利変換計画認可申請

## ～藤枝駅前一丁目9街区第一種市街地再開発事業～

### 要約すると

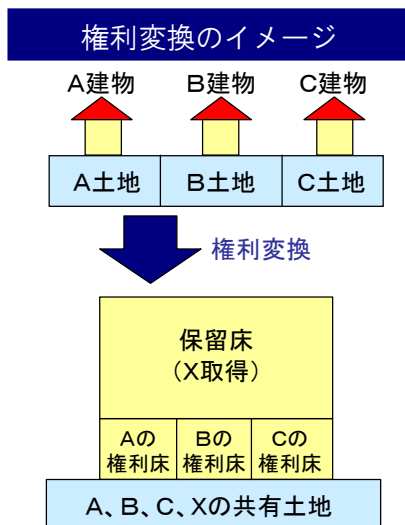
- 2月22日（木）、市街地再開発組合が権利変換計画を県へ提出
- 権利変換計画が認可されると、工事に向けての準備が始まる

「藤枝駅前一丁目9街区市街地再開発組合」（鈴木健夫理事長）は、令和6年2月15日に開催した臨時総会にて同再開発事業の権利変換計画申請について決議し、2月22日付けで申請書を静岡県へ提出しました。

権利変換とは、権利者が持つ土地所有権等の権利を、新たに建築される施設建築物に関する権利に一括して変換することをいい、再開発事業の中核をなす重要な手続きです。一例として、施行地区内に土地と建物を所有する権利者が、その権利を新たに建築される住宅部分の床に置き換えることが挙げられ、これらを全権利者についてまとめたものが、権利変換計画となります。

再開発組合では、昨年7月の設立後に権利変換計画の作成に着手し、各権利者と面談・調整を繰り返しながら順調に計画をまとめ上げることができ、今回の認可申請に至りました。

権利変換計画が認可されると、施行地区内の土地は合筆されて一筆に、建物は施行者である再開発組合に帰属するようになり、いよいよ既存建築物の解体、建築工事の着手に向け準備が始まります。



再開発組合臨時総会の様子（令和6年2月15日）